

公安委員会 説明資料No. <b>1</b>	次期通常国会提出予定法律案件名要旨について	平成25年1月17日 総務課
<p>1 次期通常国会提出予定法律案件名要旨（確定） <span style="float: right;">総計 1件</span></p> <p>件名          道路交通法の一部を改正する法律案（交通企画課）</p> <p>要旨          最近の交通情勢に鑑み、免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための規定を整備するほか、無免許運転に対する罰則の引上げ等の所要の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">【3月下旬の閣議決定希望】</p> <p>2 検討中の法律案 <span style="float: right;">総計 1件</span></p> <p>件名          国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施するテロリズムに係る資金の規制に関する特別措置法案（仮称）（警備企画課）</p> <p>要旨          検討中</p> <p>3 今後の予定          件名要旨については、1月21日（月）までに内閣総務官室に提出</p>		

## 1 意見募集の趣旨

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。別添関係条文参照。以下「法」という。）の施行に伴う下位法令の制定及び関係規則の改正に当たり、広く一般から意見を募集するもの。

## 2 期間

平成25年1月18日（金）から平成25年2月16日（土）までの間

## 3 法施行令案の主な内容

### (1) 取扱死体の死因を明らかにするための検査（第1条）

取扱死体（法第5条第1項の「取扱死体」をいう。以下同じ。）の死因を明らかにするために警察署長が実施することができる検査として、以下のものを定める。

ア 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認

イ 心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認

ウ 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他の人の生命又は身体を害するおそれがある物（(2)及び4(2)において「薬物等」という。）に係る検査

エ 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量に変化する性質を有する物質に係る検査

オ 死亡時画像診断

カ オのほか、内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

### (2) 専門的知識及び技能を要しない検査（第2条）

(1)のうち、専門的知識及び技能を要せず警察官に行わせることができる検査として、ウの検査（通常死体を傷つけることがない方法により体液、尿その他の物を採取し、かつ、国家公安委員会規則で定める簡易な器具を用いて当該物から薬物等を検出するものに限る。）を定める。

### (3) 組織の採取の程度が軽微な措置（第3条）

取扱死体の身元を明らかにするために警察官に行わせることができる措置として、毛髪の抜取りを定める。

#### 4 法施行規則案の主な内容

##### (1) 死体調査等記録書の作成（第1条）

法第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項又は第8条第1項の規定による措置のうちいずれかを実施したときは、死体調査等記録書を作成しなければならないこととする。

##### (2) 簡易な器具（第2条）

警察官が、法施行令案第2条の検査を行う場合に用いる簡易な器具として、体内から体液、尿その他の物を採取した場所において、単純な操作で速やかに薬物等を検出することができる器具を定める。

##### (3) 関係行政機関に対する通報事項（第3条）

法第9条の規定による関係行政機関に対する通報に当たっての通報事項を定める。

#### 5 死体取扱規則の主な改正内容

##### (1) DNA型記録による身元照会（第4条）

取扱死体の組織の一部（以下「資料」という。）を採取した場合における当該資料のDNA型に係る記録と被疑者DNA型記録との対照の手続を定める。

##### (2) 死体の引渡し（第5条）

法第10条に規定する取扱死体の引渡しに係る手続に準じて、取扱死体以外の死体の引渡しに係る手続を定める。

#### 6 法第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示案

法第6条第3項の国家公安委員会が定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 法第6条第1項の規定による解剖（以下「解剖」という。）を実施するために必要かつ適切な施設及び機械器具が確保されていること。
- (2) 解剖に関し相当の学識技能を有する医師が確保されていること。
- (3) (2)に規定する医師によって解剖が実施されること。
- (4) 解剖の実施に関する事務によって得られた情報が適切に整理保管されること。

#### 7 施行期日

法の施行の日（平成25年4月1日）

(※ 別添省略)

## 1 趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等について、認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等の見直し等の改正を行うもの。

## 2 内容

### (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

#### ア 認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等の見直し

平成23年度に実施した「講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究（Ⅱ）」において、認知機能検査の運用データ等の分析を行い、認知症患者と健常高齢者がより顕著に区別されるような配点方法、計算式等の設定についての検討等を行った結果を踏まえ、認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等について見直しを行う。

#### イ 運転免許を受けた外国人等の国籍に関する規定の整備

- 外国人の免許証のICチップには当該外国人の国籍を記録することとしているところ、当該外国人の国籍等（国籍の属する国又は地域（台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区））を記録することとする。
- 自動車教習所の設置者等が外国人である場合の当該外国人の届出事項を国籍等とする。
- その他所要の改正を行う。

### (2) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

#### ア チャレンジ講習を受けるための認知機能検査の結果の基準の見直し

(1)アの改正に伴い、チャレンジ講習を受けるための認知機能検査の結果の基準について見直しを行う。

#### イ その他

(1)イの改正に伴う所要の改正を行う。

### (3) 施行期日

平成25年9月1日

## 3 意見公募手続の実施結果

平成24年12月1日（土）まで意見公募手続を実施した結果、7件の意見が寄せられた。

1 自殺統計

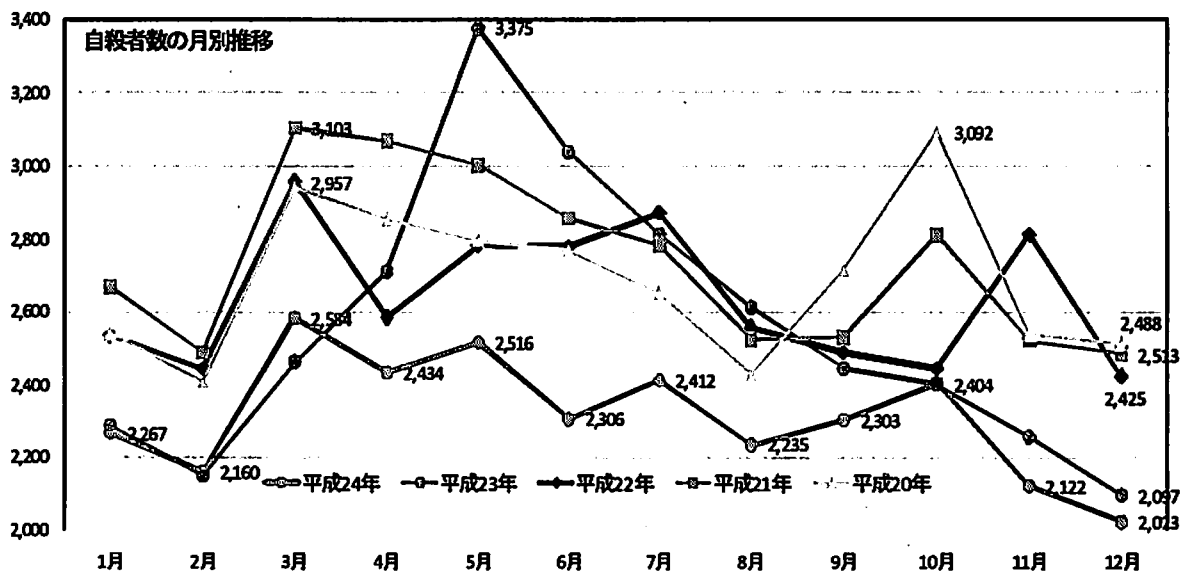
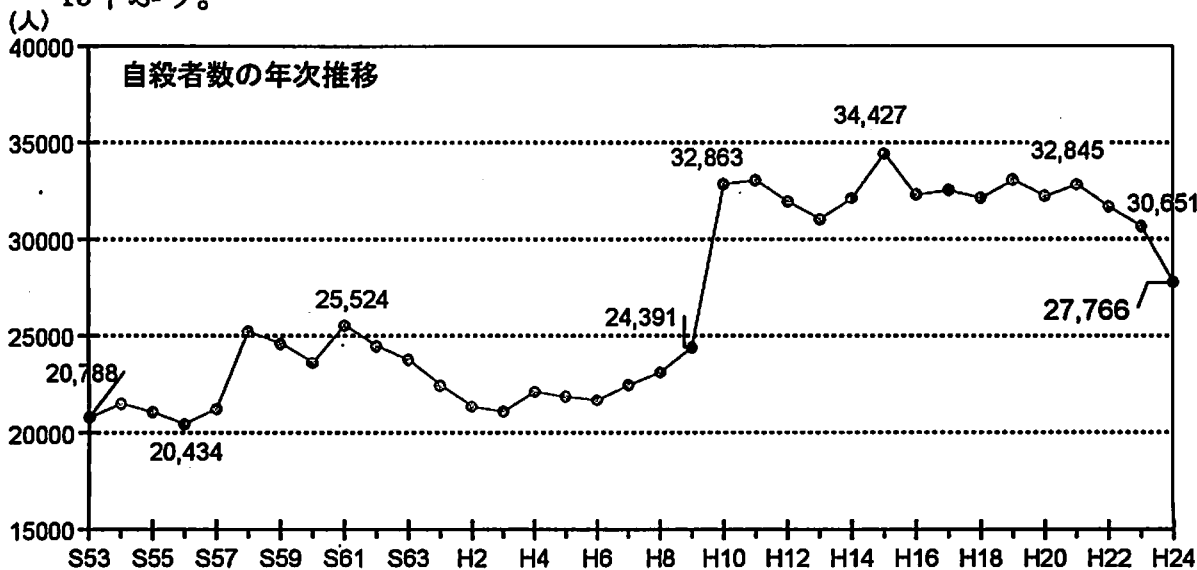
警察は、検視等警察活動を通じ自殺の実態を把握し得る立場にあることから、関係機関等における自殺対策に役立てるため、把握した情報に基づく自殺統計業務を行っている。

警察庁においては、内閣府に自殺統計原票データを提供しており、内閣府においては当該データを集計・分析し地方公共団体等に提供するなど、自殺統計の活用を図っている。

2 平成24年中の自殺者数（速報値）

○ 平成24年中の自殺者の総数は27,766人（速報値）で、対前年比2,885人（約9.4%）減。

○ 年間の自殺者数が3万人を下回るのは、平成10年に3万人を超えて以来、15年ぶり。



1 検挙状況（1月15日（期日後30日）現在）

区分 罪種	46回（今回） （H25. 1. 15現在）				45回（前回） （H21. 9. 29現在）				前回比			
	事件数	件数	人員		事件数	件数	人員		事件数	件数	人員	
			逮捕	逮捕			逮捕	逮捕				
買収	10	35	47	11	37	97	282	56	-27	-62	-235	-45
現金買収	3	5	8	3	5	16	26	8	-2	-11	-18	-5
日当買収	5	25	30	7	14	55	46	29	-9	-30	-16	-22
供応買収	1	1	4	0	16	21	205	18	-15	-20	-201	-18
物品買収	1	4	5	1	2	5	5	1	-1	-1	+0	+0
自由妨害	17	17	17	15	27	28	28	22	-10	-11	-11	-7
選挙事務関係者 に対する暴行等	2	2	2	2	0	0	0	0	+2	+2	+2	+2
詐偽投票 詐偽登録	7	7	8	3	12	28	35	9	-5	-21	-27	-6
投票干渉	5	5	7	2	3	3	3	0	+2	+2	+4	+2
その他	10	12	18	0	32	38	60	24	-22	-26	-42	-24
合計	51	78	99	33	111	194	408	111	-60	-116	-309	-78

（注）46回（今回）及び45回（前回）の検挙状況は、いずれも期日後30日現在のものである。

2 主な検挙事例

選挙運動者による現金買収事件（群馬、大阪）

選挙運動者による日当買収事件（茨城、愛知、京都、大阪、愛媛）

選挙運動者による物品買収事件（北海道）

施設職員らによる投票干渉事件（鹿児島）

公安委員会 説明資料No. 6	著作権法違反事件被疑者の逮捕について	平成25年1月17日 外事課
--------------------	--------------------	-------------------

大阪府警察は、兵庫県尼崎市内の会社役員を、アメリカの調査会社が著作権を有する軍事関係情報に関する市場調査レポートのデータを複製した上、北朝鮮の軍関係者と思われる人物に送信し、著作権を侵害したとして、著作権法違反（複製権侵害）の疑いで、1月10日（木）、通常逮捕した。

**1 被疑者**

本籍 兵庫県尼崎市

住居 兵庫県尼崎市

職業 会社役員

氏名 (42歳)

**2 逮捕罪名**

著作権法違反（複製権侵害）

**3 事案の概要**

被疑者は、平成21年9月29日、日本国内の販売会社を介してアメリカ合衆国の調査会社のウェブサイトよりダウンロードした軍事関係情報に関する市場調査レポート2点（価格合計1万3,000ドル）のデータを、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の承諾を受けずに、複製した上、北朝鮮の軍関係者と思われる人物に電子メールを用いて送信し、もって上記調査会社の著作権を侵害したものである。